

和歌山県フードドライブ用物品貸出要領

第1 目的

この要領は、和歌山県の食品ロス削減の取組としてフードドライブ活動を支援、推進することを目的とし、フードドライブ用物品（以下、「物品」という。）の貸出しについて必要な事項を定めるものとする。

第2 貸出対象

この要領に基づき物品の貸出しを受けることができる者は、和歌山県内にてフードドライブを実施する市町村、事業者及び関係団体（以下、「実施団体」という。）とする。

第3 貸出物品

貸出物品は、和歌山県循環型社会推進課（以下「県循環型社会推進課」という。）が保有する物品とする。

第4 貸出期間

物品の貸出期間は、貸出しの決定を受けた日から1か月以内で知事が認めた期間とする。

ただし特別な事情があると知事が認めたときはこの期間を延長することができる。

第5 経費

物品の貸出は無料とする。ただし、物品の返却等、運搬に係る費用については物品の貸出しを受けた者が負担するものとする。

第6 貸出申請

物品の貸出しを受けようとする実施主体は、貸出しを希望する日の2週間前までに、フードドライブ用物品貸出申請書（別記第1号様式）を知事に提出しなければならない。

第7 貸出の決定

知事は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適當と認めた場合は、速やかに貸出決定を行い、フードドライブ用物品貸出（承認・不承認）決定通知書（別記第2号様式）により通知するものとする。

第8 貸出方法

貸出しの決定を受けた実施主体は、県循環型社会推進課が指定する場所において、物品の貸出しを受けるものとする。

第9 返却方法

貸出しを受けた実施主体は、フードドライブの実施後、集まった食品の写真を添付した上でフードドライブ実施報告書（別記第3号様式）を知事に提出するとともに、第6条にて申請した貸出期間の終期までに、当該物品の返却を行わなければならない。

第10 遵守事項

貸出しを受けた実施主体は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 物品をフードドライブ以外の目的に使用しないこと。
- (2) 物品の形状を変え、または改造しないこと。
- (3) 物品を破損又は紛失しないよう注意すること。
- (4) 物品を第三者に譲渡又は転貸しないこと。
- (5) 集まった食品は福祉施設等へ寄付すること。

第11 貸出しの取消

知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、貸出しの決定を取り消し、物品を返却させることができる。

- (1) 貸出しを受けた実施主体が前条各号に掲げる遵守事項に違反したとき。
- (2) 公益上又は管理上特に必要があると認めたとき。

第12 物品の破損

貸出しを受けた実施主体は、自己の責任に帰すべき理由により物品を破損、損傷又は紛失したときは、使用者の負担において修理し、又はその相当額をもって賠償しなければならない。ただし、やむを得ない事情があると知事が認める場合はこの限りでない。

第13 和歌山県の免責

県は、フードドライブ実施に伴い発生したトラブル等について一切の責任を負わない。

第14 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項については、別に定める。

附 則

この要領は、令和7年6月17日から適用する。